

至誠館大学現代社会学部現代社会学科の指定保育士養成施設における他の指定保育士養成施設等及び指定保育士養成施設以外の学校等において履修した単位の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第20条及び第21条並びに第22条の規定に則して、学生が他の指定保育士養成施設等および指定保育士養成施設以外の学校等において履修した単位の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(他の指定保育士養成施設等で履修した単位の認定)

第2条 本学の指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(指定保育士養成施設以外の学校等で履修した単位の認定)

第3条 本学の指定保育士養成施設は、教育上有益と認めるときは、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第56条第1項に規定する者を入学資格とする各種学校)で履修し修得した教科目の単位については、30単位を超えない範囲で本学の指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(単位の認定許可)

第4条 本学の指定保育士養成施設の施設長は、第2条及び第3条の単位認定の許可を行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)
	令和3年	4月	1日	(第3回改正)